

新型コロナウイルス感染症対策を進める介護サービス事業所・施設等を支援します！

※ 県では、新型コロナウイルス感染症対策を進める介護サービス事業所・施設等（以下「事業所等」）の皆様に向けて、県の対処方針（新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針）等に基づく支援を行っています。

※ **令和3年度予算等を踏まえ、改めて以下のとおり「支援内容一覧」をまとめました。是非活用を御検討ください。**



1. 感染予防の取組等への支援

項目・対象等	支援内容	照会先
1 衛生資材の確保支援 （県が購入等したものを事業所等へ配布する仕組みです。） 【支援対象】入所・通所・訪問事業所等 【申請時期】随時	☐ 随時、 <u>県に寄贈された衛生資材や県が購入した衛生資材を配布します。</u> ※ マスクや手袋は、県から適時直接又は市町経由で配布しています。 ※ アルコール消毒液は、県の負担で購入できる国の優先確保スキームの活用を概ね2ヶ月に1度ご案内しています。詳細は県の事務連絡をご確認ください。	兵庫県高齢政策課 介護基盤整備班 （連絡先） 078-341-7711 （内線）3107
2 感染管理認定看護師等による研修の実施 【募集対象】入所・通所・訪問事業所等 【申請時期】随時	【準備ができ次第、ご案内します！】 ☐ <u>県看護協会と連携し、感染管理認定看護師等による事業所等内での感染予防や衛生資材の利用方法等に関する研修（集合研修、希望に応じた事業所等への派遣による研修）を実施します。</u> ※ 現在研修の実施に向けて調整中です。 募集に際しては御案内いたしますので、あらかじめ活用の御検討をお願いします。	兵庫県高齢政策課 介護基盤整備班 （連絡先） 078-341-7711 （内線）3107
3 新型コロナウイルス感染症電話相談窓口の設置	☐ <u>施設・事業所での感染対策について、不安や疑問点について気軽に問合せができるよう、兵庫県看護協会の相談窓口を設置しています。</u> ※ 相談対応時間は、月・水・金（祝日・年末年始を除く）の13：00～16：00となっています。	公益社団法人兵庫県看護協会 （連絡先） 090-1029-1741

項目・対象等		照会先
□ 施設整備支援	【募集準備ができ次第、ご案内します！】	
4 個室化改修支援 【支援対象】入所施設等	□ 事業継続が必要な介護施設等で、感染を疑われる者が複数発生して多床室に分離する場合に備え、感染が疑われる者同士のスペースを空間的に分離するための <u>個室化に要する改修費について補助</u> します。 ※ 補助率：定額（上限：97.8万円／床、下限：なし）	【政令市・中核市以外の広域施設】 兵庫県高齢政策課 介護基盤整備班 078-341-7711 （内線）2951 【上記以外】各市町
5 簡易陰圧装置、換気設備の導入支援 【支援対象】入所施設等	□ （Ⅰ）介護施設等において、感染が疑われる者が発生した場合に、感染拡大のリスクを低減するため、 <u>居室に陰圧装置を据えるとともに簡易的なダクト工事等に必要な費用を補助</u> します。 （Ⅱ） <u>換気設備の設置に必要な費用について補助</u> します。 ※ 定額（上限 （Ⅰ）432万円/台 （Ⅱ）4,000円/m ³ ）	申請先は各市町です。各市町の担当まで照会ください。
6 介護ロボット等の導入支援 【支援対象】入所・通所・訪問事業所等	□ 職員体制の縮小や感染症対策への業務負担が増えている現状を踏まえ、職員負担軽減や業務効率化のため、介護施設等に対して <u>介護ロボット等の導入を支援</u> します。 ※ 介護ロボット：補助率1/2(別途定める条件を満たせば3/4) （上限：30万円／台（移乗支援、入浴支援は100万円／台）） 等	兵庫県高齢政策課 介護基盤整備班 078-341-7711 （内線） 介護ロボット 2950 I C T 2974

2. 感染者が発生した場合等の支援

項目	支援内容	照会先
7 感染者等に介護を提供する際の衛生資材の提供 【募集対象】入所・通所・訪問事業所等 【申請時期】随時	【申請受付中！】 ☐ 感染者や濃厚接触者に対して介護サービスを提供される場合に限り、衛生資材が不足する場合には、県が備蓄している衛生資材（マスク、消毒液、手袋、ガウン、ゴーグル等）を提供します。	兵庫県高齢政策課介護基盤整備班 （連絡先） 078-341 7 711 （内線）3107
8 感染者が発生した場合の職員確保支援 【募集対象】入所・通所・訪問事業所等 【申請時期】随時	【申請受付中！】 ☐ 新型コロナウイルス感染者の発生等に伴って介護職員が不足する場合に、応援職員の派遣等に協力いただける事業所等を募集しています。【別紙参照】 ☐ 同一施設・法人で可能な限りの対応をしたにもかかわらず職員が不足する場合には、事業所等の申請に応じて、 <u>兵庫県協カスキームによる支援を行います。</u>	兵庫県高齢政策課介護基盤整備班 078-341-7711 （内線）3107
9 介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業 【支援対象】利用者又は職員に感染者が発生した入所・通所・訪問事業所等 【申請時期】随時	【申請受付中！】 ☐ 利用者又は職員に感染者が発生した介護サービス事業所・介護施設等や、濃厚接触者に対応した訪問系サービス事業所等において、サービス継続に必要な費用が生じた場合、その費用の一部を支援します。 ※ マスク、手袋、体温計等の衛生用品の購入費用、事業継続に必要な人員確保のための職業紹介料、（割増）賃金・手当、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用等生用品等 ※ 支援額：介護老人福祉施設（3.8万円×定員数）、訪問介護（32万円/事業所）等 ※ <u>感染者が発生した場合や、濃厚接触者に対応した場合に限られますので、該当事例が発生した場合は、まずは、右記まで個別にご相談ください。</u>	兵庫県高齢政策課介護基盤整備班 （連絡先） 078-341-7 711 （内線）3107 ※ 政令市・中核市に所在の事業所等は当該市担当まで照会ください。
10 感染者が発生した場合の消毒・洗浄費用補助 【支援対象】感染者が発生した入所・通所・訪問事業所等 【申請時期】随時	【申請受付中！】 ☐ 感染者が発生した場合に、介護施設等内で感染が広がらないよう、利用者・従事者が触れる箇所や物品等の消毒・洗浄を介護施設等が実施した経費を支援します。 ※ 令和3年4月1日以降は上記9の介護サービス事業等に対するサービス継続支援事業の対象メニューとなっていますので、ご注意ください。	兵庫県高齢政策課介護基盤整備班 （連絡先） 078-341-7 711 （内線）3107 ※ 政令市・中核市に所在の事業所等は当該市担当まで照会ください。

項目	支援内容	照会先
11 介護が必要な在宅高齢者に対するフォローアップ体制強化 【募集対象】訪問 【申請時期】随時	【申請受付中！】 ☐ 新型コロナウイルスに感染した高齢者が自宅待機中に在宅で介護サービスを必要とする場合に必要なサービスの確保を支援します。 ①介護サービス事業所等を利用している感染高齢者への対応 既利用事業所等による介護サービスの継続や代替サービスの実施が容易となるよう、利用者への訪問日数に応じて、当該事業所等に協力金を支給する。 協力金単価（1日あたり） 訪問介護：38千円、訪問看護：52千円、居宅介護支援：43千円 ②介護サービス事業所等を利用していない感染高齢者への対応 介護サービスが必要となったにもかかわらず事業者が見つからない場合、市町から委託を受けた介護サービス事業所の看護師や介護職員等が必要なサービスを提供。 活動費単価（1日あたり） 訪問介護：38千円、訪問看護：52千円、居宅介護支援：43千円	兵庫県高齢政策課 介護基盤整備班 （連絡先） 078-341-7711 （内線）3107
12 社会福祉施設における感染者発生時の健康管理支援 【支援対象】入所 【申請時期】随時	【申請受付中！】 ☐ 入所者が感染した場合、入院又は宿泊施設での療養が原則となっていますが、やむを得ず当該施設での療養となった場合に、感染入所者を健康管理する当該施設に対し、医師の配置等、適切な健康管理体制の確保に必要な経費を支援します。 対象経費：陽性者の健康管理にかかる医師、看護師等人件費、従事者宿泊費、防護具等の経費 支援条件：入所施設で、感染した利用者に継続支援を行った場合（適切なゾーニング、健康管理職員の確保、患者の状態、入院調整の状況等をふまえ県が必要と認めた施設） 支援単価：陽性者1人あたり上限250千円	兵庫県高齢政策課 介護基盤整備班 （連絡先） 078-341-7711 （内線）2950
13 社会福祉施設への退院受入支援 【支援対象】 入所（短期入所が対象になる場合もあります。） 【申請時期】随時	【準備ができ次第、ご案内します！】 ☐ 新型コロナウイルス感染症患者の退院にあたり、社会福祉施設等への入居が必要な場合、社会福祉施設への受入れを支援します。 期間 当面の間 内容 1名受入れあたり10万円	兵庫県高齢政策課 介護基盤整備班 （連絡先） 078-341-7711 （内線）3107

項目・対象等	支援内容	照会先
14 感染者が発生した場合の初動体制確保支援 【募集対象】入所 【申請時期】随時	【申請受付中！】 ☐ 県看護協会と連携し、事業所等で感染者等が発生した場合に、事業所等の依頼により感染管理認定看護師等を派遣し、初動体制構築の指導を行います。	兵庫県看護協会 （連絡先） 090-1029-1741 078-341-0190 （代）

3. PCR等検査に関する支援

項目	支援内容	照会先
15 発熱等の症状を有する方への幅広いPCR検査の実施	☐ 事業所等の利用者や職員で発熱や呼吸器症状を呈している方やその関係者に対して幅広くPCR検査を実施します。	詳細は各地域の保健所に照会ください。
16 新規入所（予定）者や新規採用予定職員に対するPCR等検査 【支援対象】入所（短期入所含む） ※政令市及び中核市を除く 【申請時期】随時	【申請受付中！】 ☐ 希望する入所施設等を対象として、新規に就職する職員や新規の入所者（短期入所の利用者も含みます。）に対するPCR等検査を実施します。	兵庫県感染症対策課感染症班 （連絡先） 078-341-7711 （内線）3286 兵庫県高齢政策課介護基盤整備班 （内線）2950
17 高齢者施設の従事者に対するPCR等検査 【支援対象】入所	【希望する対象施設において実施中！】 ☐ 高齢者入所施設において感染を早期に発見し、事業継続を支援するため、その従事者に対する検査を集中的に実施します。 実施地域：県全域（保健所設置市を除く。） 対象施設：介護保険施設、認知症対応型共同生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、障害者入所施設	兵庫県高齢政策課介護基盤整備班 （連絡先） 078-341-7711 （内線）2950

4. 事業継続に向けた支援

項目・対象等	支援内容	照会先
18 雇用調整助成金	□ 事業主が雇用調整のために労働者に支払った休業手当等が対象となる雇用調整助成金について、新型コロナウイルス感染症を理由とする場合も対象となるように特例措置が講じられています。詳しくは右記までお問い合わせください。 ※まん延防止等重点措置に伴う雇用調整助成金の特例が講じられています。	ハローワーク助成金 デスク (連絡先) 078-221-5440
19 独立行政法人福祉医療機構（福祉医療機構）における融資制度	□ 福祉医療機構において、新型コロナウイルス感染症の影響により事業運営が縮小した介護事業所等に対して、無利子・無担保の資金融資による経営支援を行っていますので、ご活用ください。詳しくは右記までお問い合わせください。 ※令和2年度第2次補正予算により、無利子貸付額を3,000万円から6,000万円に拡充 ※感染者が発生した入所施設（地域密着型を除く）に対しては、無担保貸付額・無利子貸付額を1億円まで拡充されています。	福祉医療機構 (連絡先) 福祉貸付専用ご相談フリーダイヤル 0120-343-862

※ 申請方法や要件等の詳細は兵庫県HP <https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/0uenhaken.html> に掲載しています。併せてご確認くださいようお願いいたします。

～ 兵庫県内の介護サービス事業所・施設等の皆様へ ～

- ☐ 兵庫県協カスキームの協力施設等を募集しています！
- ☐ 協力施設等には必要な支援を行います！



※ 県では、入所施設等で新型コロナウイルス感染者が発生し、同一施設・法人で可能な限りの対応をしたにもかかわらず職員が不足する場合に、あらかじめ県に登録いただいた協力施設等から職員の応援を行う仕組み（兵庫県協カスキーム）を設けています（詳細：<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/Ouenhaken.html> 参照）。

※ 現在、約150の施設等が協力施設等として登録されています。引き続き募集を継続していますので、是非応募を御検討ください。（連絡先：兵庫県高齢政策課介護基盤整備班 メール：koreiseisaku@pref.hyogo.lg.jp）

支援項目 ※NEWが拡充項目		県の支援内容
☐ 衛生資材の供給		☐ 協カスキームの下で応援職員が介護を提供するに当たり、必要な衛生資材（手袋、マスク、ゴーグル、ガウン等）を供給します。
☐ 旅費の負担		☐ 応援職員が応援先の施設等で介護に従事するための旅費（交通費、宿泊が必要な場合の宿泊費 等）を負担します。
☐ 損害保険料の負担		☐ 応援職員が応援先の施設等で利用者に損害を発生させた場合又は応援職員が応援先の施設等で損害を受けた場合に生じる損害に対する損害保険の保険料を負担します。
☐ 協力施設等が応援職員に手当を支給する場合の負担		☐ 協力施設等が応援職員を派遣するに <u>当たって特別な手当等を支払う場合にその手当分を負担します</u> 。
☐ 協力施設等の職員が衛生資材を使用するための研修		☐ 介護職員向けの衛生資材の使い方等の研修を実施する際には、 <u>協力施設等の職員が優先的に研修を受けられるよう支援</u> します。
☐ 応援終了後の待機のための宿泊費用の負担等		☐ 応援終了後、ホテル等で一定期間待機する際は、当該ホテル等の宿泊費用を負担します（※）。 ☐ <u>宿泊先の確保が必要な場合に宿泊先が確保できるよう支援</u> します。

※ 応援終了後、PCR検査を受ける場合等、必要な検査についても支援します。個別に御相談ください。

～ 兵庫県協カスキームによる職員応援を必要とする施設等の皆様へ ～

□ 兵庫県協カスキームが必要な場合は応援調整機関にご相談ください。



※ 県では、入所施設等で新型コロナウイルス感染者が発生し、同一施設・法人で可能な限りの対応をしたにもかかわらず職員が不足する場合に、あらかじめ県に登録いただいた協カ施設等から職員の応援を行う仕組み（兵庫県協カスキーム）を設けています（詳細：<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/0uenhaken.html> 参照）。

※ 兵庫県協カスキームによる職員応援を必要とする場合には、下の「対象施設等種別」に記載されている施設等の種別に応じて、「応援調整機関」にご相談ください。

応援調整機関	対象施設等種別
兵庫県老人福祉事業協会 (連絡先) 078-291-6822	①兵庫県老人福祉事業協会の会員である特別養護老人ホーム、養護老人ホーム及び軽費老人ホーム
神戸市老人福祉施設連盟 (連絡先) 078-351-6402	②神戸市老人福祉施設連盟の会員である特別養護老人ホーム、養護老人ホーム及び軽費老人ホーム
兵庫県介護老人保健施設協会 (連絡先) 078-265-6933	③兵庫県介護老人保健施設協会の会員である介護老人保健施設
兵庫県シルバーサービス事業者連絡協議会 (連絡先) 078-920-2570	④有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、認知症対応型共同生活介護 ⑤特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び介護老人保健施設（①から③に該当するものを除きます。） ※その他訪問による代替サービス確保等の相談も受け付けています。